

よこはま夢ファンド団体登録の審査方法の変更について

1 目的

よこはま夢ファンドへ登録を希望する団体が、寄附集めや助成金の申請を迅速に始められるよう、団体登録の審査方法を見直します。

2 背景

よこはま夢ファンドに団体登録を希望する団体から登録申請を受付けた場合、申請時期によっては、市民活動運営支援事業部会（以下、「部会」という。）及び市民協働推進委員会（以下、「推進委員会」という。）の開催まで審査を待つため、団体登録決定までに時間を要する場合があります、団体の寄付集めが遅れてしまう事例が生じています。

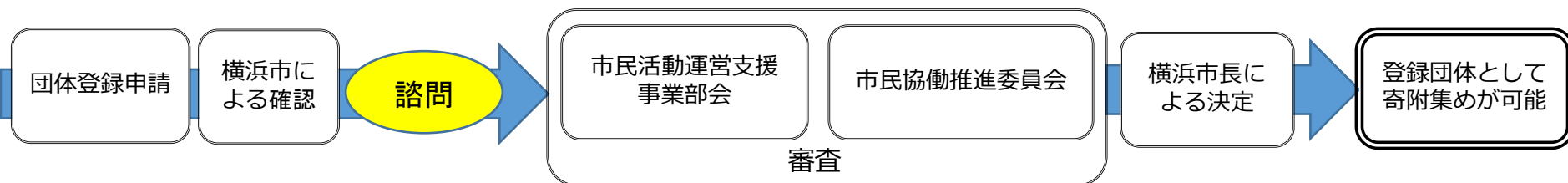
（例：市民協働推進委員会開催直後など）

3 変更案

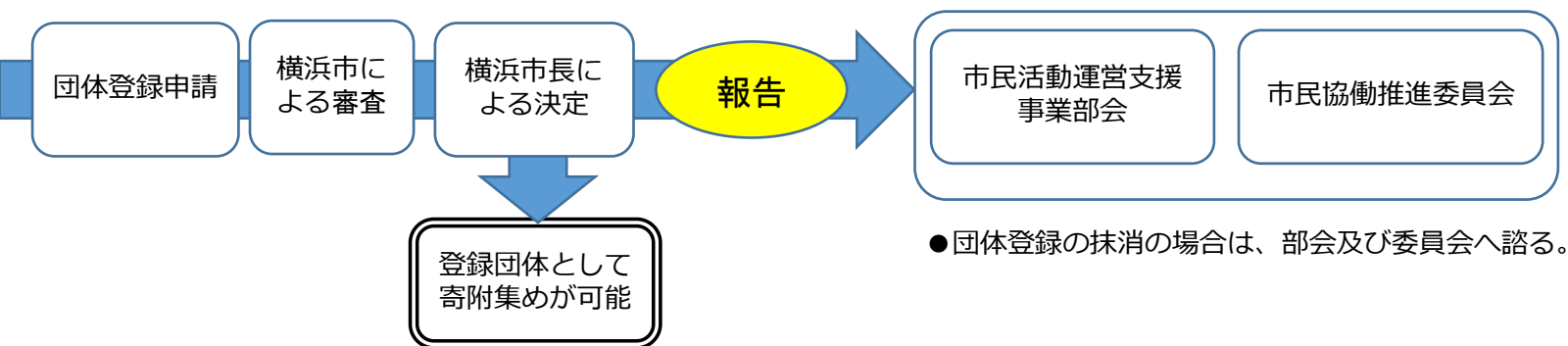
これまで、団体登録申請の審査を部会及び推進委員会で行い、その後、横浜市で決定して登録をしていましたが、今後は、横浜市が申請ごとに審査及び決定を行い、直近の部会及び推進委員会に報告することに変更いたします。※資料3-2のとおり

よこはま夢ファンド団体登録申請の審査方法の変更について（案）

<これまでの流れ> ※問題点：団体登録申請をしても、部会及び委員会の開催時期によっては決定までに時間がかかり、迅速な寄付集めが出来なかった。



<新しい流れ> ※変更点：横浜市による審査・決定で登録団体とし、登録状況を直近の部会及び委員会に報告する。団体登録の迅速化を図ることにより、迅速に寄付集めをすることができる。



よこはま夢ファンド団体登録要綱（抜粋）〔現行〕

（登録の決定）

第4条 市長は前条の申請（登録の申請）に対し、第2条に規定する要件（登録の申請要件）に適合すると認めるときは、横浜市市民協働条例第17条に定める横浜市市民協働推進委員会（以下、「市民協働推進委員会」という。）に諮り、よこはま夢ファンドの助成対象団体として登録する。

2 市民協働推進委員会は、あらかじめ団体登録審査基準を定め審査を行う。

※団体登録審査基準は、①第2条の登録の申請要件及び②第3条の登録の申請に必要な申請書類です。

よこはま夢ファンド団体登録要綱（抜粋）〔改訂素案〕

（登録の決定）

第4条 市長は前条の申請（登録の申請）に対し、第2条に規定する要件（登録の申請要件）に適合すると認めるときは、よこはま夢ファンドの助成対象団体として登録する。

2 団体登録を抹消する場合は、横浜市市民協働条例第17条に定める横浜市市民協働推進委員会（以下、「市民協働推進委員会」という。）に諮るものとする。

3 登録状況について、適宜、市民協働推進委員会に報告するものとする。